

2018年1月12日

各位

会社名 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹
代表者 代表取締役社長 瀬良 知也
問合せ先 総務部 担当部長 小川 育人
電話番号 (075) 342-5600

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は2016年9月14日に、西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR西日本）において使用する制服の取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領しましたので下記の通りお知らせいたします。

当社は、かねてよりコンプライアンスの徹底に努めてきたところでございますが、このような結果となり、お客様および関係者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことを謹んで深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、JR西日本向け制服の取引について、独占禁止法の規定に違反する行為を取りやめていることの確認等を取締役会において決議し、これに基づいて採った措置を周知することなどを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額（総額） 979万円
- (2) 納付期限 2018年8月13日

3. 今後の対応

このたびの命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、従業員に対する教育の実施や、社内の業務手続きにおけるチェック機能の見直しなどの対策を進め、コンプライアンスを強化徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上